

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係	
許 認 可 等 名	徳島市立食肉センターの施設の利用の許可	
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例	
根 拠 条 項	第31条第1項及び第2項	
連 絡 先	徳島食肉有限責任事業組合(電話 632-0321)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 対象となる申請者</p> <p>(1) 徳島市立食肉センター条例第31条第1項別表に掲げる食肉センターの施設を利用しようとする者。</p> <p>(2) 卸売の業務を行うために徳島市食肉卸売市場を利用しようとする卸売業者。</p> <p>2 許可申請に必要な書類</p> <p>(1) 食肉センターの施設利用者 と畜場利用許可申請書又は施設利用許可申請書</p> <p>(2) 徳島市食肉卸売市場を利用しようとする卸売業者 食肉卸売市場利用許可申請書</p> <p>3 許可基準 食肉センター運営上何ら支障がないこと。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 10日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)